	組合員氏名						所丿	属	名									L		貸付	寸番号	7	
	職員コード						所属	コー	ド														
	教育	貸	作	寸 申	ì	入 氰	小				貸	付	区と	·				新	規		借	換	
申込金額		円	内訳	毎月まずーナスタ				円円	+	百	拾 万	千	百拾	一円	質還額		月償還額		合 万	千	百 拾		円円
希望	はする償還回数 ┣	毎月償	還				口					景元	金(年	7月)								F.]
-117-2) VIXELIM	ボーナス償	還				口		控	内訴		最元金	金(ボー	ナス)								Į.]
									除	L			· 利 /									<u>F</u>	
	申込み事由								額等	L			金金									F.	
(,	具体的使途を記入	(する)											金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金							П /	>1.	円.	
											前貸付			般)	平•行		月 日	- 2	2年経i			未	
ŧ	込事由対象氏名	・続柄											種別		毎	月價	遺 還 額	_	ホー	-ナ	ス償	遠額	
	被扶養認定の	台無							TH	住	- <u>船</u> E 宅		貸貨	付付				円 円					円円
	受取金融機			共済組合	給付	全笔指	定口座	ŝ	現在		: 宅							, 円					円
	団体信用生命係			7 17 MIL	1 11 1 1	亚41月	<u> </u>	•	借受中	_	`護構							, 円					円
	(任意加入)								\mathcal{O}	参				付				. 円					円
						_			貸 付	<i>5</i> 5	()	Ē	貸	付			-	Э					円
信	卡入希望年	月日			年	月 25	5日		金の	医	E 掮	ŧ	貸	付			-	Э					円
貸付	寸申込時の給	料月額			144	٧T	7		償還	絹	旨 娟	£	貸	付			-	Э					円
	(調整額・教職詞	凋整額			膱	級	Q.	号	額	葬	茅	Ž.	貸	付			ŀ	刊					円
	を含む) 		(A				P]		4	<u>}</u>			計			0	Щ				(0円
	月償還限			$\times 0.3 =$			0				-			н				,					-1 ,
	ーナス償還「			$\times 0.6 =$			0																
	還年額限		Α	∆×4.8=			0	<u> </u>	^		De / I A/A	- (21	4 Ami der	15. 4								_	
組合	計員資格取得	年月日		般貸付 2	年 1	月	日	Ш			資付後 ・貸 作			台計				円				H	円
				放資的 2 一 育貸付 2	-			円円			貸作						円円		回申込会 記貸付の				
	総額規制貸付死	浅高		F F F F F F F F F F	_			円	9F	75	. 貝丁	1	200				• •	が7	し負付 00万円 合は貸付	をお	習える)	
				療貸付 2				円			<u> </u>	計					円	せん		1 ~	114	5	
	小	- 立学校出		温合貸付規		すべい	T -						受ける	ر - <u>ا</u>	ء الم	表記で							_
-				こいので見				州 又 貝	אוניו,	CIPC.	∨ノ週刀	<u>.</u>	又() つ		C U 、 。	IX pL (,,						
申込・	令和	年	F	目目																			
人 署·	公立			l合新潟	を部上	長 様																	_
名欄	申込人	申记	入時!	見住所													Tel						
	(自筆)	氏		名													(申	込時	年齢	満		歳)	
	上記	の記載は	:、	事実に相違	ない	ことを	証明し	ょす	•														\neg
所属	令和 年			日												福利							
長証	所属所在		T	/ lule \							Tr.					課受							
明欄	(分) 所	校は本校の属	の所 名	土地)							Tel					付印							
เหน		属長									Ą	まり おり まいり まいり はい こうしん しゅう かいしん しゅう	J			. 12							

組合員氏名	所 属 名	
職員コード	所属コード	

1 入学・修学先学校確認

対象となる教育機関は、学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校(幼稚部除く)、高等学校、大学(大学院を含む)、高等専門学校、専修学校、若しくは各種学校又はこれらに準ずるものとして理事長が定める要件に該当する外国の教育機関です。

入学 · 修学先学校名

2 必要額の内容確認

各項目の内容と支払額が添付書類で確認できるよう記入して下さい。

	項 目	支払期日(支払日)	支 払 額	共済組合貸付金充当額
*/+	入学金		円	円
教育機関	授業料 令和 年 月~ 年 月分		円	円
関に	授業料 令和 年 月~ 年 月分		円	円
支	諸経費		円	円
払う費用	諸経費		円	円
用	諸経費		円	円
	諸経費		円	円
	諸経費		円	円
	小 計		円	円
数	下宿代・アパート代		円	円
教育機関	通学のための交通費		円	円
関以	教育ローン借換えのための費用		円	円
以外に	家電・電化製品購入		円	円
支払う費用	(円	円
	()		円	円
	小 計		円	円
	合 計		円	円

対象となる必要経費(おおむね1年間に必要となる費用)と添付書類についての注意

【教育機関に支払う費用】

- (1) 入学金・授業料の場合
 - 必要額及び納付期限日が確認できる書類(納付書の写し、納付の通知書の写し等)
- (2) その他諸経費等の場合

次のいずれかの書類

① 納付書等の写し ② 納入が義務付けられていること及び金額が確認できる書類 ③必要額が確認できる書類

【通学のための交通費】

6箇月定期券(3箇月定期券)の写し等(購入後)

【下宿代・アパート代】

必要額が確認できる賃貸借契約書等(契約期間、家賃、共益費、入寮費、寮費等が確認できる部分を含むもの)の写し

【教育ローン借替えのための費用】

- (1) 民間金融機関等が発行する教育ローンであることが確認できる残高証明書等
- (2) 過去3か月の返済が確認できる通帳の写し等

【上記以外の費用(家具・電化製品の購入費用等)】

必要額が確認できる書類

※貸付対象とならない費用例 ・クレジットカードで支払った費用 ・生活費 ・入試のための旅費

教育貸付けについて

1	 概要	組合員、被扶養者又は被扶養者でない子、孫若しくは兄弟姉
'	1945 女	一位日貝、似1人食日又は似1人食日てない。」、「水石しては九分別
		妹が学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中
		等教育学校、特別支援学校(幼稚部除く)、高等学校、大学(大
		学院を含む)、高等専門学校、専修学校、若しくは各種学校又
		はこれらに準ずるものとして理事長が定める要件に該当する
		外国の教育機関に入学又は修学するため資金(貸付日からおお
		むね1年間に必要となる費用)を必要とする場合、貸付が受け
		られます。
2	貸付額	10万円を単位とし、550万円を限度に申込みができます。
3	償還回数	250 回以内です。
		また、貸付額が 100 万円を超える場合には、ボーナス併用償
		還ができます。

添付書類は下記のとおりです

下記の書類を「教育貸付申込書」に添付し、貸付申込書の所属所長証明欄に所属長の証明印を受けた後、福利課へ提出してください。

■ 必ず添付するもの

- ■「教育貸付借用証書」(共済様式80-1号)
- ■「貸付事業における個人情報に関する同意書」(共済様式80-2号)
- ■「借入状況等申告書」(共済様式80-4号)
- 給与明細書の写し(新潟市立学校、大学、職員組合の所属の組合 員のみ)
- 入学又は修学の事実を証明できる書類 (合格通知の写し、入学証明書、在学証明書等)

公立の小中学校の場合、申立書(申立書の記載事項:児童生徒氏名、児童生徒生年月日、在学している学年、学校名、学校所在地、組合員氏名及び申立年月日)を提出すること。

外国教育機関の場合は、「外国教育機関証明書(共済様式80-3号)を作成、添付すること

■ 必要額を確認できる書類

【教育機関に支払う費用】

(1) 入学金・授業料の場合

必要額及び納付期限日が確認できる書類(納付書の写し、納付の 通知書の写し等)

(2) その他諸経費等の場合

次のいずれかの書類

- ① 納付書等の写し
- ② 納入が義務付けられていること及び金額が確認できる書類
- ③ 必要額が確認できる書類

【通学のための交通費】

6 箇月定期券 (3 箇月定期券) の写し等 (購入後)

【下宿代・アパート代】

必要額が確認できる賃貸借契約書等(契約期間、家賃、共益費、入 寮費、寮費等が確認できる部分を含むもの)の写し

【教育ローン借替えのための費用】

- (1) 民間金融機関等が発行する教育ローンであることが確認できる 残高証明書等
- (2) 過去3か月の返済が確認できる通帳の写し等

【上記以外の費用(入学のため転居した場合における家具・電化製品の購入費用等)】

必要額が確認できる書類

- □ 対象者が被扶養者でない場合に添付するもの
 - □「親族関係を証明する書類(戸籍抄本)」
- □ 団体信用生命保険制度(団信)に加入する場合
 - □「団体生命保険制度適用申込書」

団体信用生命保険制度の案内や申込書は福利課から送付しますので、ご希望の方はご連絡ください。

共済様式 80-1 号

W > P = 5	正 屋 夕	※貸付番号
組合員氏名	所 属 名	
職員コード	所属コード	

※欄は記入しないで下さい。

一般・特別・住宅・住宅災害 介護構造(住宅)・介護構造(住災) 教育・災害・医療・結婚・葬祭 (〇で囲む)

貸付借用証書

	千万	百万	捨万	万	千	百	捨	_	
金									円

前に余白がある場合は¥をつけること。

公立学校共済組合貸付規程(以下「貸付規程」という。)の定めを承知の上、 上記の金額を下記の条件により借用しました。

- 貸付金の利息は月利とし、貸付決定通知書又は償還表に記載の貸付利率のとおりとします。
- 貸付規程に定める貸付保険の保険料充当額を負担するため、別に定める率を上記1の利率 に加算します。
- 3 借受人が組合員の資格を喪失した場合において、上記金額に未償還金額があり、かつ、借人 又は借受人と生計同一関係にある三親等内の親族に支給すべき給付金(埋葬料及び家族埋葬 料を除く。)又は借受人に対する退職手当(これに相当する手当等を含む。以下同じ。)が 支給されるときは、当該未償還金額及び当該未償還金額に係る利息相当額(組合員資格喪失 後の期間に係る利息相当額は、組合員の資格を喪失した日の前日において適用されていた利 率により算出した額)を、当該給付金(当該給付金に係る附加給付又は一部負担金の額の払 戻しがあるときは、これらを含む。) 及び退職手当から控除します。
- この貸付けについて公正証書を作成する必要が生じたときは、いかなる場合でもその要求 に応じていただきます。
- この貸付けについて訴訟が生じたときは、借受人の現住所のいかんにかかわらず、支部の所 在地の裁判所をその管轄とします。

※令和 年 月 日 (貸付決定後、貸付年月日を支部で記載します。)

公立学校共済組合新潟支部長 様

	所属名		Tel	_	_	
借受人	申込時現住所	₸	_			
人			Tel	_	_	
	職名	フリガナ				
		氏名				

- 注意・金額は訂正しないこと。 ・借用証書は借受人が自書し、ゴム印等は使用しないこと。 ・借受人の印鑑は、貸付申込書に使用した印鑑と同一の印鑑を使用すること。

※本同意書は、署名のうえ貸付申込書と同時に提出してください。 ご提出いただけない場合は、貸付申込を受付することができません。

貸付事業における個人情報に関する同意書

/ 貴共済組合への貸付けの申込みにあたって、個人情報を下記「貸付事業における 個人情報の取扱いについて」のとおり取り扱うことに同意します。

貸 付 種 別					
貸付申込金額				円	
貸付申込年月日	令和	年	月	日	

公立学校共済組合新潟支部長 様

令和 年 月 日

同意者

	思 伯		
	所属名		(Tel)
借受人	現住所	〒	(Tel)
	職名	フリガナ	
		氏 名	

- ※必ず本人が署名・押印して下さい。
- ※印鑑は、貸付申込書に押印されるものと同じものをご使用ください。

<貸付事業における個人情報の取扱いについて>

1 個人情報の利用目的

公立学校共済組合は、貸付けを受ける組合員の皆様の個人情報を、次の利用目的の達成に必要な範囲内で利用します。

- ○貸付けの審査・決定
- ○貸付金の償還管理
- ○当共済組合が生命保険会社等と締結した団体保険契約(団体信用生命保険及び債務返済支援保険)の 事務手続
- ○当共済組合が損害保険会社と締結した貸付保険契約の事務手続
- ○2に掲げる業務の実施
- ○その他貸付事業の適切かつ円滑な実施

2 個人情報の第三者提供

公立学校共済組合は、貸付けを受ける組合員の皆様の個人情報を、下記により第三者に提供します。

(1)貸付金の送金関連

<提供時期>

当共済組合が、貸付金の借受人口座への送金を依頼するとき。

<提供先>

金融機関

<提供先における個人情報の利用目的> 貸付金を借受人の口座へ送金するため

<提供される個人情報の内容>

「振込依頼票」や「振込データ」等に記載された個人情報(氏名、振込先金融機関、貸付金額等)

<提供の手段又は方法>

電磁的記録媒体又は帳票を交付

(2)貸付金の償還関連

<提供時期>

当共済組合が、償還金の給与又はボーナスからの控除を依頼するとき。

<提供先>

組合員が所属する地方公共団体又は独立行政法人等、他の共済組合又は公益法人等へ転出した元組合員の所属する当該共済組合等

<提供先における個人情報の利用目的>

貸付償還金を給与又はボーナスから控除し、当共済組合へ送金するため

<提供される個人情報の内容>

「貸付原票」(貸付金償還金内訳書)又は「償還金控除依頼データ」に記載の個人情報(氏名、貸付年月日、貸付残高、当月償還額等)

<提供の手段又は方法>

電磁的記録媒体又は帳票を交付

(3)貸付保険関連

<提供時期>

借受人に債務不履行が発生した場合又は借受人に債務不履行の発生する可能性が極めて高い 場合(高額医療貸付け及び出産貸付けを除く)

<提供先>

株式会社損害保険ジャパン (共同取扱会社を含む)

<提供先における個人情報の利用目的>

貸付保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、その他保険契約に関連・ 付随する業務に利用し、当共済組合、他の損害保険会社及び再保険会社に上記目的の範囲内で提供するため

<提供される個人情報の内容>

- ○「貸付申込書」及び「借用証書」に記載の個人情報(住所、氏名、性別、生年月日等)
- ○保険金請求時に提出する資料に記載の個人情報(登記簿謄本、貸付原票等、弁護士等及び裁判

所から債務整理に関して通知された文書、その他損害保険会社が必要と認める書類に記載される一切の情報)

<提供の手段又は方法>

帳票を交付

- ※上記には当共済組合を通じて間接的に取得する個人情報(保険金請求時等に必要書類に記載 される借受人以外の個人情報)を含みます。
- ※再保険会社について

保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の責任の一部、または全部を他の保険会社に転嫁すること再保険といい、当該他の保険会社を再保険会社といいます。

※共同取扱いについて

この保険は当共済組合が指定する複数の損害保険会社が共同で引き受けることができる契約形態の保険です。共同取扱会社については当共済組合へお問い合わせください。

※株式会社損保ジャパン(幹事会社)の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ (http://www.sompo-japan.co.jp/)をご参照ください。

(4) 団体信用生命保険関連

<提供時期>

- ○住宅貸付け、住宅災害貸付け又は教育貸付けの申込み時(団体信用生命保険に加入する場合 に限る)
- ○保険金請求時又は事前査定時
- ○その他生命保険会社が必要と認める時期

<提供先>

明治安田生命保険相互会社(共同取扱会社を含む)

<提供先における個人情報の利用目的>

団体信用生命保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、中途加入者の 募集、その他保険契約に関連・付随する業務に利用し、当共済組合、他の生命保険会社、損害保 険会社及び再保険会社に上記目的の範囲内で提供するため

- <提供される個人情報の内容>
 - ○「団信制度適用申込書兼告知書兼口座振替申込書」に記載された個人情報(住所、氏名、性別、 生年月日等)
 - ○保険金請求時又は事前査定時に提出する資料に記載の個人情報(診断書、戸籍謄本等、その他 生命保険会社が必要と認める書類に記載される一切の情報)
 - ○その他団信制度を適切かつ円滑に実施するために必要な情報

<提供の手段又は方法>

電磁的記録媒体又は帳票を交付

- ※上記には当共済組合を通じて間接的に取得する個人情報(保険金請求時又は事前査定時に 必要書類に記載される借受人以外の個人情報)を含みます。
- ※再保険会社について

保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の責任の一部、または全部を他の保険会社に転嫁すること再保険といい、当該他の保険会社を再保険会社といいます。

※共同取扱いについて

この保険は当共済組合が指定する複数の生命保険会社が共同で引き受けることができる契約形態の団体保険です。共同取扱会社については当共済組合へお問い合わせください。

※明治安田生命保険相互会社(幹事会社)の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ

(http://www.meijiyasuda.co.jp) をご参照ください。

(5)債務返済支援保険関連

<提供時期>

- ○住宅貸付け、住宅災害貸付け又は教育貸付けの申込み時(団体信用生命保険に加入する場合 に限る)
- ○その他損害保険会社が必要と認める時期

<提供先>

明治安田損害保険株式会社(共同取扱会社を含む)

<提供先における個人情報の利用目的>

債務返済支援保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、その他保険契約に関連・付随する業務に利用し、当共済組合、他の損害保険会社、明治安田生命保険相互会社及 び再保険会社に上記目的の範囲内で提供するため

- <提供される個人情報の内容>
 - ○「団信制度適用申込書兼告知書兼口座振替申込書」に記載された個人情報(住所、氏名、性別、 生年月日等)
 - ○その他団信制度を適切かつ円滑に実施するために必要な情報
- <提供の手段又は方法>

電磁的記録媒体又は帳票を交付

※再保険会社について

保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の責任の一部、または全部を他の保険会社に転嫁すること再保険といい、当該他の保険会社を再保険会社といいます。

※共同取扱いについて

この保険は当共済組合が指定する複数の損害保険会社が共同で引き受けることができる契約 形態の団体保険です。共同取扱会社については当共済組合へお問い合わせください。

※明治安田損害保険株式会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ (http://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/) をご参照ください。

3 その他

公立学校共済組合の個人情報保護方針については、ホームページ(http://www.kouritu.go.jp/)をご覧ください。

【通信欄】		

外国教育機関証明書 CERTIFICATE

<u> </u>
<u>N A M E</u>
<u>生年月日</u>
DAME OF DIDMIT
DATE OF BIRTH.
1. 当校(教育機関)の正規の教育課程の修業年限は年間である。
Required years of our school's studying course is regularly for years.
2. 上記の者の入学(修学又は受講)するコースの名称は、
The title of course that the person mentioned above will enter(study or attend)is
であり、
and to complete the course
修業年限は年間である。
years of study are required.
上記の事を証明します。 This is to certify that the person mentioned above is right.
This is to certify that the person mentioned above is right.
日 月 年 DATEMONTHYEAR
学校名
NAME OF SCHOOL
職氏名
NAME
(SIGNATURE)

※ この証明書は、標記の者の保護者が所属する団体から学資を借用するために提出するものです。

This certificate is submitted to have a loan of the tuition fee from the organization that the protector of the person mentioned above belongs to.

借入状況等申告書

公立学校共済組合新潟支部長 様

令和 年 月 日

	所属所名		
借 受-	職名	フリガナ	
人		氏 名	

- ※必ず本人が署名してください。
- ※日付は和暦で記入してください。

次の内容に相違ありません。

この申告書の内容や他の添付書類に虚偽がある場合、貸付事故(貸倒れ) が発生した場合、その他貸付規程に違反した場合、公立学校共済組合が当該事実を借受人が所属する所属所の所属長に通知することについて同意します。

<当共済組合の借入状況>

(単位:円)

大併和 10 11 11 11 11 11 11 1					(単位:円)
貸付種別	区分			1回当たり償還額 (毎月償還)	1回当たり償還額 (ボーナス償還)
一般貸付け	新規	借換	償還中		
特別貸付け	新規	借換	償還中		
住宅貸付け(介護除く)	新規	借換	償還中		
住宅災害貸付け(介護除く)	新規	借換	償還中		
介護構造部分の貸付け	新規	借換	償還中		
教育貸付け	新規	借換	償還中		
災害貸付け	新規	借換	償還中		
医療貸付け	新規	借換	償還中		
結婚貸付け	新規	借換	償還中		
葬祭貸付け	新規	借換	償還中		
特例住宅災害貸付け	新規	借換	償還中		
特例の既住宅貸付け	新規	借換	償還中		
特例の既住宅災害貸付け	新規	借換	償還中		
合計				(A)	(B)

- (注) 1 「区分」欄は、該当するものを○で囲んでください。
 - 2 「1回当たりの償還額」欄には、今回申し込みにおける償還額を記入してください。 借換の場合は、借換後の1回当たりの償還額を記入してください。
 - 3住宅災害貸付のうち元金の償還が猶予されている貸付けに係るものは記入する必要はありません。
 - 4 育休等猶予中の方は、猶予されている1回当たりの償還額を記入してください。
 - 5 育休等猶予金の倍返しを行っている方については、倍返しの部分を含めないで記入してください。 詳しくは支部に確認してください。

<当共済組合以外の借入状況>

借入金がない場合、(c)欄に0円と記入してください。

借入先	借入区分	借入年月日				当初借入金額	償還年額
	新規借入	令和	年	月	目		
	既借入	令和	年	月	日		
	新規借入	令和	年	月	目		
	既借入	令和	年	月	目		
	新規借入	令和	年	月	目		
	既借入	令和	年	月	月		
	新規借入	令和	年	月	目		
	既借入	令和	年	月	目		
	新規借入	令和	年	月	目		
	既借入	令和	年	月	目		
	新規借入	令和	年	月	目		
	既借入	令和	年	月	目		
	新規借入	令和	年	月	目		
	既借入	令和	年	月	目		
	新規借入	令和	年	月	目		
	既借入	令和	年	月	目		
	新規借入	令和	年	月	目		
	既借入	令和	年	月	月		
							(C)

(注) 1 「借入先」欄には、借入先の銀行名、消費者金融名、団体名等、金融機関等の名称を記入してください。

<金融機関等の例>

銀行、保険会社、信販会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、消費者金融、住宅金融公庫、都市再生機構、雇用・能力開発機構、 沖縄振興開発金融公庫及び地方公共団体による住宅融資等、都道府県互助会等、個人、その他借入を受けている一切の団体等

- ※ クレジットカード一括払いによる支払は除きます。
- 2 「新規借入」の「償還年額」欄には、当共済組合への貸付申込日後に借入れる予定の借入金に係るもので、当共済組合への貸付申込日の属する月の初日から1年間の「借入先」欄に記載する金融機関等へ返済する金額(ボーナス償還分を含む)を記入してください。(例:4月20日に当共済組合に貸付けを申し込む場合は、4月1日~翌年3月31日までに返済する金額)
- 3「既借入」の「償還年額」欄には、当共済組合への貸付申込日以前に借り入れた借入金に係るもので、当共済組合への貸付申込日の属する月の初日から1年間の「借入先」欄に記載する金融機 関等へ返済する金額(ボーナス償還分を含む)を記入してください。(例:4月20日に当共済組合に貸付けを申し込む場合は、4月1日~翌年3月31日までに返済する金額)
- 4連帯債務契約による借入等の借入金額・償還年額は、債務負担割合に応じた金額を記入してください。債務負担割合が定められていない場合は、借入額・償還額とも1/2の額を記入してください。

<申込人の給料月額>

(D) \boxminus

(注)貸付申込書に記入した給料月額を記入してください。

<償還限度額の算出>

(A) ×12	(B) ×2	(C)	左の合計		(D) ×4.8
				/	

※ この算式どおりにならない場合、貸付申込みを受け付けることはできません。 また、償還の確実性がないと認められる場合(債務整理について弁護士等に相談している場合を含む。)は貸付申込みを受け付けることはできません。